

親権に係る制度見直しの施行状況について（平成24年4月～6月）

1. 児童相談所長による親権制限に係る審判の申立て

平成24年度4月～6月において全国の児童相談所長が行った親権停止の審判の申立ての実績は、6自治体で7事例であった。

親権喪失及び管理権喪失の審判の申立ての実績は、無かった。

事例1（児童に必要な医療を受けさせるための親権停止の事例）

<申立ての背景>

- ・ 児童は医療機関に一時保護委託中。
- ・ 児童には先天性の疾患があるが、継続的な治療を受けることにより改善が見込まれる。
- ・ 保護者は必要な検査や手術に同意しない。また、保護者は児童の引き取りを拒否している。

<申立て後の状況>

- ・ 親権停止の本案の申立てと同時に、手術の実施のため保全処分の申立ても行い、保全処分が認容されている。

事例2（年長児童の自立に向けた親権停止の事例①）

<申立ての背景>

- ・ 児童は保護者からの身体的虐待により児童養護施設に入所中。軽度の知的障がいがある。現在は自立に向けて就職活動を行っている。
- ・ 保護者は児童の障がいを認めず、療育手帳の取得に同意しない。また、児童の就職に反対しており、保護者が就職を妨げることが予測される。
- ・ 児童は家庭復帰をせず、就職して自立したいと希望している。

<申立て後の状況>

- ・ 児童の意思を尊重して自立を支援する予定。

事例 3（年長児童の自立に向けた親権停止の事例②）**<申立ての背景>**

- ・ 児童は幼少時から保護者による身体的虐待を受けており、高校入学後には家族と食事をともにすることも許されない状況であった。
- ・ 保護者との関係が悪化して家出したのち、保護者に謝罪して帰宅したが、保護者が児童に食事を与えないほか、児童を家に入れないことがあったために再度家出した。
- ・ 児童は、友人宅や漫画喫茶等で過ごしながらか高校に通学した。食費等は児童自身のアルバイト代でまかなっていた。高校の修学旅行については、保護者が同意しないために参加できなかった。
- ・ 児童は帰宅を希望したものの保護者が受け入れなかったため、学校からの連絡で一時保護したが、保護者は児童の施設入所に反対し、また児童の引取りも拒否した。
- ・ 保護者は児童のアルバイト先に、児童が働くことに同意していないと連絡し、児童がアルバイトを続けられないようにした。
- ・ 児童がまもなく 18 才の誕生日を迎えることから、児童福祉法 28 条申立てではなく、親権停止の審判及び審判前の保全処分の申立てを行った。

<申立て後の状況>

- ・ 保全処分が認容されて保護者の職務執行停止がなされたため、児童養護施設への入所措置をとった。
- ・ 親権停止の本案も認容されて確定した。
- ・ 今後は児童の意思を尊重して自立を支援する予定。

2. 児童相談所長による法人又は複数人の未成年後見人の選任の申立て

平成 24 年 4 月～6 月において全国の児童相談所長が行った法人又は複数人の未成年後見人の選任の申立ての実績は無かった。